

吉岡公民館 お茶の間通信

吉岡公民館 TEL 66-5258

西条市吉岡公民館だより

検索

「西条市吉岡公民館だより」で検索するとカラー版がご覧になれます。

11月末現在	(前月比)
世帯数 973 世帯	(-1)
男 1,050 人	(-3)
女 1,140 人	(-3)
合計 2,190 人	(-6)

皆様、よき新春をお迎えのことと存じます。

旧年中は、公民館活動に一方ならぬご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本年も地域の皆様と共に活力のある地域づくりに尽力いたしたいと存じます。皆様には是非ご協力のほど、よろしくお祈り申し上げます。

皆様のますますのご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

令和八年 元旦

吉岡公民館 職員一同

12/14 (日) 公民館年末大掃除



公民館協力委員会及び各サークルの皆様のご協力のもと、年末大掃除が行われました。きれいになった公民館で、気持ちよく新年が迎えられます。ありがとうございました！

11/21 (金) 丹原高校寄せ植え体験



丹原高校園芸科の生徒の皆さんに、土作りや水のやり方などを教わりながら寄せ植え体験をしました。とても勉強になり、皆さんそれぞれ素敵な寄せ植えができました。

12/1 (月) ラージボール大会



ラージボール大会が開催され、5チームでとても白熱した試合が繰り広げられました。

12/16 (火) 第2回 吉岡人生大学



講師として 能智智富美 氏をお迎えし、2回目の「吉岡人生大学」を開催しました。日常生活に取り入れやすい運動を、たくさん教えていただき、とても有意義な時間となりました。

西条市役所 衛生課よりお知らせ

12月26日(金)の16時から1月5日(月)の9時まで

公民館裏のストックハウスの 資源回収(拠点回収)をお休みします。

※公民館休館のため、ご協力をお願いします。

行事ご案内・行事報告

囲碁ボール大会

簡単だけど奥が深くみんながハマる「囲碁ボール」練習がてら、遊んでみませんか？
皆さんのご参加お待ちしております。

日 時：1月23日（金）13：30～
持参物：シューズ（ある方は）
場 所：吉岡公民館 2階大ホール

男の料理教室

令和7年度3回目の男の料理教室です。
みんなで楽しく料理を作りませんか？
ぜひ、ご参加ください！

日 時：1月27日（火）10：00～
場 所：吉岡公民館 調理室
参加費：800円
準備物：エプロン、三角巾、タオル
締切り：1月20日（火）

放課後子ども教室

吉岡子どもタイム
1/28(水)15:30～
「レッツ！たこあげ♪」

持ってくる物…材料費200円・
すいとう・タオル
※欠席される場合は、事前に公民館まで
ご連絡ください。

12/17（水）クリスマスツリーを飾ろう



みんなで楽しくクリスマスツリーの飾りつけを行いました。

12/10（水）ささくマラソン大会 開催！！



吉岡小学校児童による恒例の「ささくマラソン大会」が行われ、毎日練習を頑張っていた成果を発揮しました。

【1月のごみ収集日】※当日8時までにお出してください
ビン、ペットボトル・・・21日（水）
古紙の日・・・28日（水）

12月31日（水）～1月4日（日）まですべてのごみ収集はお休みです。
ゴミステーションに出さないでください。道前クリーンセンターもお休みです。

お知らせ

1月の行事予定

日	曜	行 事 ・ 時 間	日	曜	行 事 ・ 時 間
1	木	元旦 休館日	21	水	ビン・ペットボトル・スプレー缶 回収日 未来塾吉岡教室 14：30～
2	金	休館日	23	金	囲碁ボール大会 13：30～
3	土	休館日	24	土	休館日
4	日	休館日	25	日	休館日
10	土	休館日	27	火	男の料理教室 10：00～
11	日	休館日	28	水	古紙 回収日 こどもタイム 15：30～
12	月	休館日（成人の日）	31	土	休館日
17	土	休館日			
18	日	休館日			
20	火	地域づくり座談会 19：00～			

人権のお話

一緒に学びましょう

毎月10日は人権の日

ネット上でも差別的表現は絶対に許されない

近年、インターネットを中心とした情報流通の仕組みは、私たちの生活やビジネスにとって欠かせない存在となりました。しかし、その一方で、偽情報や誤情報、有害なコンテンツが拡散しやすい環境も生まれています。こうした問題に対処するため、私たち一人ひとりが十分な注意を払う必要があります。

まず、情報の信頼性を確保する技術開発として、AIを活用して画像・映像だけでなく音声など多様なコンテンツの真偽判定を行う技術や、発信された情報の出所や内容の信頼性を評価する仕組みが整備されつつあります。これにより、不正確な情報やフェイクニュース（真実ではない情報）の拡散を未然に防ぐことができると期待されています。

次に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が改正され「情報流通プラットフォーム対処法」となりました。この法律は2025年4月に施行され、インターネット上の権利侵害情報や誤った情報について迅速な削除対応を促進します。また、プラットフォーム事業者への指導・監督として、不適切コンテンツ削除だけでなく、有害・違法情報への早期対応体制整備が求められています。公的機関と連携した監視体制も強化され、不正確な情報による被害拡大を抑えるための枠組みづくりが進められています。

さらに、情報リテラシー（情報を適切に判断し、情報に基づいて意思決定を行う能力）の向上も重要です。国では官民連携による意識啓発活動（DIGITAL POSITIVE ACTION）が進められており、ウェブCMやシンポジウム等を通じて利用者一人ひとりのメディアリテラシー（メディアが発信する情報を批判的に読み解き理解し活用する能力）向上を目指しています。これにより、皆さん自身が不審な情報を見抜き、安全かつ適切にインターネットを利用することができるようになります。

また、国際協力も不可欠です。サイバー空間は国境を越えた広域ネットワークであるため、一国だけでは対応しきれません。各国間で共有できるルール作りや共同捜査体制の構築など、多角的かつ継続的な国際協力体制が求められています。

「情報流通プラットフォーム対処法」は、多層的かつ先端技術と制度・教育・国際協力にわたる総合戦略です。私たち一人ひとりも、自身のリテラシー（情報を理解し、使いこなす能力）向上とともに、DIGITAL POSITIVE ACTIONの取り組みに積極的に参加していくことが、安全で健全なデジタル社会実現への第一歩となります。